

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) に基づく障害者支援施設えすの里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一心福祉会（以下「事業者」という。）が設置する障害者支援施設えすの里（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意思決定の支援に配慮するよう努め、当該利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- 3 施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じるものとする。
- 4 施設は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行うものとする。
- 5 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。
- 6 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 7 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。
- 9 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

10 施設は、施設障害福祉サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

11 前八項の他、法、「沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第30号）及び「沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年沖縄県条例第32号）に定める内容のほかその他関係法令を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

（施設の名称及び所在地）

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設えすの里
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地763

（提供する施設障害福祉サービスの種類）

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
 - (ア) 職員の管理、業務の実施状況を把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
 - (イ) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤職員）
 - (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
 - (イ) アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握するものとする。
 - (ウ) 個別支援会議等を開催する場合には、利用者本人を参加させ、利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
 - (エ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス

以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。

- (オ) 施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面（以下「施設障害福祉サービス計画書」という。）を利用者及び相談支援事業者に交付すること。
- (カ) 施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、生活介護については少なくとも6月に1回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更すること。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。
- (ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (コ) 利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めるものとする。
- (サ) 利用者の意思に反する異性介助がなされないよう、利用者の意向を把握するとともに本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるものとする。

2 前項の他、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとし、職務内容は次のとおりとする。

- ① 生活支援員 23名（常勤22名・兼務1名）
生活支援員は、利用者に対し日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する事に従事すること。
- ② 看護師 2名（常勤1名・GH看護師1名兼務）
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行い、併せて機能訓練を実施する。
- ③ 栄養士 1名（常勤職員）
栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行うと共に、その心身の状態、嗜好に配慮した献立を作り提供する。

(2) 生活介護

- ① サービス管理責任者 1名（常勤職員）
サービス管理責任者は前号(2)に規定する業務内容を行う。
- ② 看護師 2名（常勤1名・GH看護師1名兼務）
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上健康管理及び療養上の指導を行う。
- ② 生活支援員 23名（常勤22名・兼務1名）
生活支援員は、利用者に対し日中・夜間を通じ、日常生活上の必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関する事に従事すること。
- ④ 機能訓練指導員1名（非常勤）
利用者の身体機能維持の為、機能訓練を通して残存機能の維持と生きがい作りを行う。
- ⑤ 調理員 3名（常勤職員）1名（非常勤）
調理員は、栄養士のもと、適切な食事を提供する。
- ⑥ 事務員 2名（常勤1名・兼務1名）
事務職員は、事務所に必要な事務を行う。

（昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等）

第6条 施設において提供する施設福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

- ① 営業日
月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。又管理者が認める日においては祝日及び土日も営業を行う。
- ② 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供日
月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
午前9時00分から午後4時30分までとする。

（利用定員）

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援 40名
- (2) 生活介護 40名

（施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者）

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次

のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
 - 知的障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 生活介護
 - 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設障害者福祉サービス計画の作成
- (2) 施設入所支援
 - 施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

- ㉠ 食事の提供
- ㉡ 入浴又は清拭
- ㉢ 排泄の自立についての必要な援助
- ㉣ 身体等の介護
- ㉤ 訓練
- ㉥ 生活相談
- ㉦ 健康管理
- ㉧ ㉠から㉦に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

- (3) 生活介護
 - 施設が提供する生活介護の内容は、主に昼間において次の便宜を提供するものとする。

- ㉠ 食事の提供
- ㉡ 入浴又は清拭
- ㉢ 身体等の介護
- ㉣ 生産活動（農産物の生産販売、空き缶リサイクル販売）
- ㉤ 創作的活動（フェルトボール作り、手工芸）
- ㉥ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- ㉦ 生活相談
- ㉧ 健康管理
- ㉨ 送迎サービス
- ㉩ ㉠から㉨に掲げる便宜に附帯する便宜

- (4) 社会生活上の便宜の供与
 - ㉠ 施設は、便宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
 - ㉡ 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、

利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。

㊦ 施設は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2)から(4)に附帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1)施設入所支援

㊦ 食事の提供に係る費用及び光熱水費

① 朝食 1食につき308円(うち食材料費155円)

② 昼食 1食につき650円(うち食材料費350円)

③ 夕食 1食につき620円(うち食材料費315円)

但し、法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第21条の3第1項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第34条第2項において準用する法第29条第6項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者の代わり施設に支払われた場合は、令第21条の3第1項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

㊧ 日用品費の実費

㊨ 被服費の実費

㊩ その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(2)生活介護

① 創作的活動にかかる材料費 実費

② 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき100円(通所利用者のみ)

③ 日用品費の実費

④ 食事の提供に係る費用

①昼食 1食につき650円(うち材料費350円)

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

第 11 条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、大宜味村、東村、国頭村とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者が、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互に親睦を深める。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取り扱い)

第 13 条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 14 条 施設は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額又は令第21条第1項に規定する高額障害者福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 15 条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員に日々の勤務時間、常勤、非常勤の別、管理者の兼務時間等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。但し、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託することがある。

- (1) 施設内外の清掃業務
- (2) リネン等の洗濯業務
- (3) 施設設備の修繕等

- (4) 前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務。
- 3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(職場環境の確保)

第16条 施設は、利用者へ適切なサービスの提供を確保するため従業者の就業環境が事業あるいは利用者及びその家族などから害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 被害防止のための指針の整備と従業者への周知・啓発
- (2) 相談体制の整備・相談窓口への設置及び従業者への周知

(業務継続計画の策定)

第17条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定及び従業員への周知徹底
- (2) 業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施（年2回以上）
- (3) 業務継続計画の定期的な見直し

(非常災害対策)

第18条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理の徹底)

第19条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置
- (2) 感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）の定期的な実施（3月に1回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

- (4) 発生時の施設内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年2回以上）

（協力医療機関等）

第20条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、北部地区医師会病院を協力医療機関として定めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第21条 施設障害福祉サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療期間等」という。）へ連を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに沖縄県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第22条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓を設置するものとする。

- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、又第48条第1項の規定により沖縄県知事又は市町村長が行う報告若しくはその他の物件の出若しくは提示の命令又は当該職員から質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第23条 施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 施設職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 施設は職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなく

なった後においてもこれらの秘密を保持すべく旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第24条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第25条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。なお緊急やむを得ない場合とは、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たす場合とする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(記録の整備)

第26条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

- (1) 施設障害福祉サービス提供の記録
- (2) 施設障害福祉サービス計画
- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 施設が利用者等からの苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録

- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- (7) 利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(その他運営についての重要事項)

第 27 条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 運営規程の変更は、第 3 条、第 7 条及び休廃止に関する件を除き、理事会の議決によらず理事長の専決事項とする。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人一心福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 3 月 26 日一部改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(第 7 条)

平成 29 年 3 月 31 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条)

令和 3 年 3 月 31 日一部改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(第 5 条)

令和 3 年 5 月 31 日一部改正し、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。(第 3 条)

令和 6 年 3 月 31 日一部改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 24 条)

令和 6 年 5 月 22 日一部改正し、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

(第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 19 条、第 25 条)

令和 6 年 5 月 22 日条文追記し、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。(第 16 条、第 17 条)